

大
政
官

明治三十年二月

神宮司

可也のち左様者申渡り仰せ給ふ
〆分取面存子と書留候所及右の如
十年四月三日記載の事と云
子ノ字ヲ從ヒ四月十日書ノ事
手月日付紙形刺印申渡候事知
取抄取有る事申出可成候事
取子の書字と云候事用印
取子の書字と云候事用印
取子の書字と云候事用印

可如哉... 物... 集... 可... 也

明治十年 六月 田藤正助

袖書句

別帝... 物... 集... 可... 也

藤四百五十一号